

公民館使用料減免基準に基づき一覧表

令和6年4月施行

No.	団体・機関の区分	定義	主団体	個別団体	減免の額		備考	
					施設使用料	冷暖房等使用料		
1	国又は地方公共団体が公用で使用		国・都道府県・市区町村		使用料の全額	—		
2			下関市	市の各部局課所その出先機関、各行政委員会、各公社等	使用料の全額	—		
3			下関市教育委員会	各課支所・各出先機関・各教育機関	使用料の全額	使用料の全額		
4	教育団体	①国公立の学校教育に 関係する団体	市内の認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）	各認定こども園	使用料の全額	—	私立学校は、法第23条に該当するものは除く	
5			市内の幼稚園	各幼稚園				
6			市内の小学校	各小学校				
7			市内の中学校	各中学校				
8			市内の高等学校	各高等学校				
9			市内の総合支援学校	各総合支援学校				
10			市内の大学	各大学				
11			市内の大学校	水産大学校				
12			山口県教育会	各支部				
13			下関市教育研究会	校長会・教頭会・主任会・部会を含む				
14	社会教育団体	①地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ活動を実施する団体 ②青少年の健全育成を目的としている団体	下関市子ども会連合会	各地区子ども会	使用料の全額	—		
15			下関市青年団	各青年団				
16			下関市連合婦人会	各地区婦人会				
17			下関市PTA連合会	各学校PTA				
18			下関市スカウト育成協議会	ボーイスカウト、ガールスカウト各団				
19			下関海洋少年団					
20			下関鉄道少年団					
21			下関市青少年育成連絡協議会	各協議会				
22			下関ユネスコ協会	各支部				
23			下関市スポーツ協会					
24			下関市文化協会					
25			下関市スポーツ振興会	各地区スポーツ振興会				
26			下関市スポーツ少年団	単位団				
27			下関市レクリエーション協会	各加盟団体				
28	文化振興会	勝山						
29	公益的団体	①広く地域住民のために、地域振興や生活文化の振興を目的とした公益的な活動を実施している団体	下関市連合自治会	各自治会	使用料の全額	—		
30			下関市消防団	各消防団				
31			下関市防犯協会	各地区協会				
32			下関市交通安全協会	各地区協会				
33			下関市内各観光協会	各観光協会				
34			下関市青年団体連絡協議会	各地区協議会				
35			下関市快適環境づくり推進協議会	各地区協議会				
36			下関市女性団体連絡協議会	各協議会				
37			下関市保健推進協議会	各協議会				
38			下関市食生活改善推進協議会	各地区協議会				
39			地区振興協議会	各地区の地域団体（公益性を持つもの）				
40	社会福祉団体	①地域福祉の推進を図ることを目的とする団体	下関市社会福祉協議会	各地区社会福祉協議会及び別に登録している障害・児童関係団体	使用料の全額	—		
41			下関市保護司会	各地区会				
42			下関人権擁護委員協議会					
43			下関市民生児童委員協議会	各地区協議会				
44			下関市老人クラブ連合会	各クラブ				
45			下関市更生保護協会	各支部				
46			下関市連合遺族会	各遺族会				
47			市内の私立保育園	各私立保育園（法23条該当は除く）				
48			市内の認定こども園（保育所型・地域裁量型）	各認定こども園				
49	下関市保育協会	各公立保育園						
50	登録団体等	計画的・継続的に学習活動を行う自主学習グループで、公民館運営審議会が承認し、生涯学習課が認定する団体	各公民館登録団体	各登録団体	使用料に50%乗じた額を上限とする額	—		
51			各公民館登録団体	伝統芸能活動団体	各登録団体	使用料の全額	—	
52				子育て支援グループ	各登録団体	使用料の全額	—	
53	その他	教育委員会が特に認めるもの	放課後子ども教室	各放課後子ども教室	使用料の全額	—		
54			ふるさと協育ネット	各地域ネット	使用料の全額	—		
55			伝統芸能活動団体		使用料の全額	—		
56			子育て支援グループ		使用料の全額	—		
57			生涯学習出前講座の利用団体		使用料の全額	—		

※個別団体の記載の無い団体は、減免対象団体は主団体のみとする。

※各公民館登録団体、子育て支援グループ及び伝統芸能活動団体は、毎年度更新で、年度当初に決裁により決定する。

※上記各団体が本来の目的のために使用する場合で、当該団体の長が申請する場合に限り減免を適用する。

※公民館登録団体がその発表会（リハーサルを含む）を当該公民館で行う場合は、登録団体の活動と見なす。

※教育委員会が特に認める「伝統芸能活動団体」とは、各地区で行われる行事等に参加する伝統的な芸能活動を行っている団体をいう。

※教育委員会が特に認める「子育て支援グループ」とは、子どもや乳幼児を持つ親などがメンバーで、子育ての支援のための交流や学習を行うグループをいう。

※減免申請書の様式を用いず、別の文書によって、教育委員会へ減免の申請があった場合も、これを受理することができる。